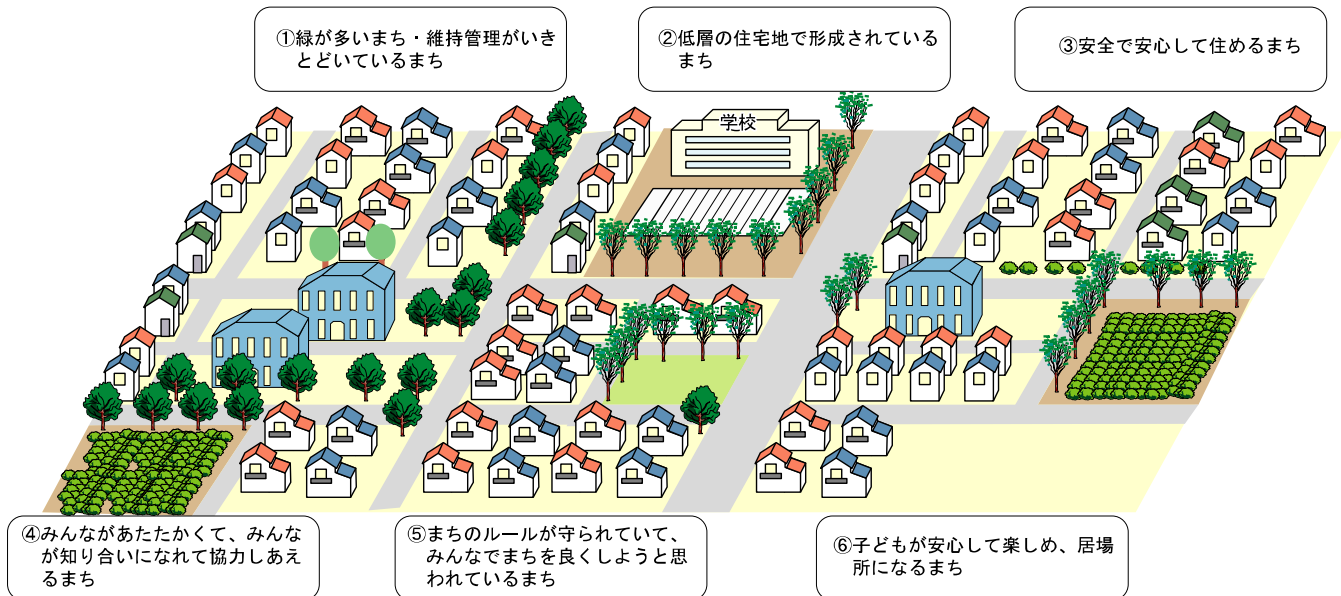


井田みすぎ地区まちづくり宣言

1. まちづくりの目標

- (1) いつまでも住み続けられるまち、お互いに顔が見える快適に暮らせるまちを目指します。
- (2) 緑豊かな戸建てを中心とした低層の住宅市街地を維持・保全し、良好な住宅市街地を形成することにより、地域の価値を高めていくことを目指します。

～いつまでも住み続けられるまち～



2. 建物づくりについて

(1) 建築物等の用途・高さについて

- ①井田みすぎ地区の住環境にふさわしくない以下のような土地利用は行いません。
-資材置き場、コンテナ置き場、大型トラック3台以上の駐車場、大きな騒音を出す大きな工場、作業所など。
- ②建物の高さは、原則9m程度(3階建てのイメージ)までとし、道路に面して一般に利用できる空地を作るなど、地域への配慮がある場合には法で許されている15m(5階建てイメージ)までを可能にします。

(2) 敷地について

ある程度ゆとりのある敷地規模を保ち、開放的な印象を持つ良好な住宅市街地を維持するために、新築や改築の際は、敷地をあまり小さく分割しすぎないようにします。

(3) 建物について

- ①開放感のあるまち、風通しや日当たりを保つために、新築や改築の際、敷地境界線から建物の壁までの距離について、戸建ての場合は1m程度、集合住宅の場合は4m程度は離すことなどを配慮します。
- ②建物の形は、良好な住宅地としてふさわしい落ち着いたたたずまいとするとともに、屋根や外壁などの色彩は、周辺の環境に調和したものとし、刺激的、奇抜な色を避けるようにします。



防犯のためにも、建物と建物の間は、見通せるようにする。



建物の形、外壁の色彩などの例です。

(4) 外構について

- ① 圧迫感のない歩行空間を確保するために、新築や改築の際、道路との境界線から 30cm 程度下がって外構などにすることを目指します。
- ② 災害時における安全面や、開放性を高めて防犯効果を期待するため、将来的にはブロック塀などの構造を解消し、地区内の緑化を目指すためにも、生垣や緑が見えやすい柵などを目指すことを目指します。



道路との境界線から、30cm 程度下がります。



生け垣や見えやすい柵にします。

(5) 緑化

まちなかに潤いをもたらす緑を多くするため、生垣、庭の植木、花壇づくりなど可能な範囲で緑化を進めます。また、ゆとりのある敷地では、外構部分についても可能な範囲で緑化を図るようにします。



(6) 井田杉山町公園への配慮

井田みすぎ地区のひとつのシンボルである井田杉山町公園の環境を守っていくため、公園周辺での新築や改築の際には、次のことに配慮していきます。

- 井田杉山町公園の日当たりに配慮します。
- 井田杉山町公園や周辺の安全を守るため、公園に面する道路側に駐車場を配置する場合は公園利用者などへの安全に配慮したものとします。



3. 安全・安心のまちづくりについて

(1) 防犯まちづくり

空き巣などは、あまり住民の意識が高くないまちを狙います。このため、まちの美化（ゴミ出し・放置自転車など）に気を配りましょう。
夜でも明るいまちにするため、各戸の街灯を朝までつけておくことにご協力ください。
ご近所付き合いをしましょう。ご近所同士、立ち話をしましょう。不審な人がいたら声をかけましょう。

(2) いつまでも住み続けるために

いつまでも住み続けられるよう、自立した生活を送るために、住宅のバリアフリー化を進めましょう。

(3) 災害に強いまちづくり

今後30年のあいだに大地震がくる確率は70%以上といわれています。このため、住宅の耐震診断・耐震補強を行い、地震に強いまちづくりを進めましょう。
阪神・淡路大震災のとき、初期救助が円滑だったのは、普段からご近所づきあいがあった地域と言われています。このようなことから、日頃から地域で災害時の時の対応について話しましょう。

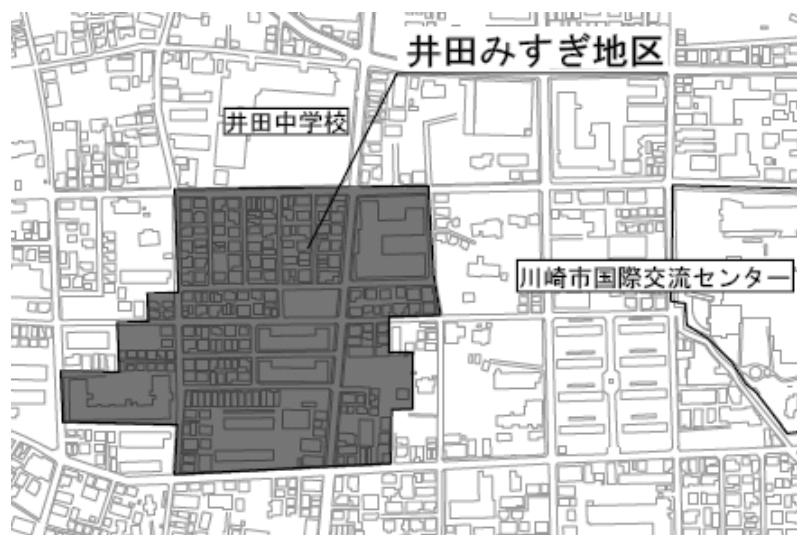
4. まちづくりへの協力について

(1) 建物の新築や改築の際には、まちづくり宣言に沿って

いるかどうか、地区に係わる多くの方が確認するため、井田みすぎ地区まちづくり協議会に通知します。

(2) 事業者は、まちづくり宣言を尊重するとともに、まち

づくり活動を支えている「まちづくり基金」への寄付を通して、社会貢献・地域貢献に寄与します。



建築や開発行為を行なう時は、事前に、井田みすぎ地区まちづくり協議会まで、ご相談願います。

問い合わせ先

井田みすぎ地区まちづくり協議会(竹井)	070-6574-3001
川崎市まちづくり局景観・まちづくり支援課	044-200-3025
中原区役所企画課	044-744-3163

井田協友会

井田みすぎ地区まちづくり協議会

2006年4月8日制定

2007年4月7日改訂

2009年4月4日改訂

2013年2月説明追記